

第1問

本問は、契約法、不法行為法が交錯する事例問題について、適切な手順を踏んで処理することができるかを問うものである。以下の諸点に留意して解答することが期待された。

(1) AC間

建物の火災がAの帰責事由と評価できるかによって、債務不履行責任の問題（CがAに対して損害賠償請求〔民法415条〕、売買契約の解除〔同法543条〕を請求できる）または危険負担の問題（同法534条1項）になるかが分かれることが解答の出発点となる。

建物売買の解除等が土地売買にどのような影響を及ぼすか（及ぼさないか）という問題もある。

(2) AB間

まず、AB間の建物賃貸借契約がCB間に移行しているか（賃貸人の地位の移転の有無）を検討する必要がある。賃貸人の地位がAからCに移転する前の段階では、AB間に賃貸借契約上の問題（Bの債務不履行による損害賠償請求の可否など）が生じうる。

契約法の問題のほか、不法行為責任の有無も検討すべきである。

(3) BC間

建物賃貸人の地位がCに移転した後の段階では、CB間に賃貸借関係があるから、契約上の問題（債務不履行による損害賠償請求の可否など）が生じる。

契約法の問題のほか、BC間では不法行為の成否も問題となる。

第2問

まずは、所有権的構成か担保的構成かの問題がある。しかし、所有権的構成をとっても（Cが悪意等なら）Bは被担保債権を弁済して受け戻す可能性があるろうし、逆に、担保的構成をとっても94条2項類推によってCを保護する余地も考えられる。

次に、Bが、AとCとの代物弁済を（要件を満たすなら）詐害行為として取り消すことも可能であろう。その場合には、相当価格による代物弁済を取り消すことができるか、また、BのAに対する目的物返還請求権（特定物債権）が詐害行為取消の対象になるか等の論点が考えられる。

最後に、AがCに売却したことによりAのBに対する目的物返還債務の履行は不能となるので、Bは、Aに対する損害賠償請求権を根拠に、留置権を主張

することも考えられる。もっとも、判例（最判昭和34・9・3民集13巻11号1357頁）の立場からは否定されよう。

第3問

小問1は、私文書の真正についての二段の推定に関する理解を問う問題である。それぞれの推定の性質を条文と照らし合わせつつ説明し、かつ、その覆し方を論ずることが求められる。

小問2は、最高裁平成19年3月20日決定（民集61巻2号586頁）をベースとしたものである。訴訟に関して受送達者との間に事実上の利害関係の対立がある者が送達書類を受け取った場合の補充送達の効力と、その結果訴訟手続に参与の機会を奪われた当事者による再審の訴えの提起の可否を、控訴の追完や再審の補充性の問題と関連付けながら論ずることが期待される。